

母子及び父子並びに寡婦福祉資金 貸付制度のご案内

母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度とは

母子家庭のお母さん及び父子家庭のお父さん並びに寡婦の方の経済的自立や、扶養しているお子さんの福祉増進のために、必要な資金を貸し付ける制度です。



越谷特別市民
ガーヤちゃん

貸付けを申請できる方は

1 母子家庭の母及び父子家庭の父(原則として生計中心者)

20歳未満の子を扶養している方で、次のいずれかに該当する方

- (1) 配偶者が死亡または配偶者と離婚し、現に結婚していない方
- (2) 配偶者の生死が不明、または配偶者から遺棄※されている方
※遺棄の状態が1年以上継続すると認められる場合に限りです。
- (3) 配偶者が外国にいるため、その扶養を受けることができない方
- (4) 配偶者が精神や身体の障害により長期にわたって働けない方
- (5) 配偶者が法令により拘禁されているため、その扶養を受けることができない方
- (6) 婚姻によらないで母または父となり、現に結婚していない方

2 父母のない、20歳未満の子

3 寡婦(一部所得制限があります。)

かつて母子家庭の母であった方で、現在も上記1(1)～(6)のいずれかに該当する方

4 離婚等で配偶者のいない40歳以上の女性であって、1又は3以外の方

(一部所得制限があります。)

5 1及び3に該当する方の子(修学資金・就学支度資金・修業資金・就職支度資金のみ)

※母子家庭のお母さんや父子家庭のお父さん又は寡婦の方が連帯保証人としての要件(収入、資産等)を満たしている場合に限りです。

所得制限について

・上記3または4に該当し、現在子を扶養していない方

・・・前年の所得額(1月1日から5月31日までに申請する場合は前々年の所得額)が、2,036,000円以下の方が対象です。

母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度一覧

令和4年4月

資金の内容		貸付限度額 (円)	貸付期間	据置期間	償還期間	利率/年
就学支度	子の入学、又は修業施設への入所に必要な入学金被服等を購入するための費用等 (入学する月の末日まで申請可能) (大学等及び大学院は受験料、被服費等を含む)	公立高等学校等 自宅通学 150,000 自宅外通学 160,000 私立高等学校等 自宅通学 410,000 自宅外通学 420,000 国公立大学、短期大学、高等専門学校等 自宅通学 410,000 自宅外通学 420,000 私立大学、短期大学、高等専門学校等 自宅通学 580,000 自宅外通学 590,000 修業施設 自宅通所 272,000 自宅外通所 282,000 大学院 国公立 380,000 私立 590,000	—	卒業後 6ヶ月	5年以内 ☆	無利子
修学	子が高等学校、大学等で学ぶための授業料、書籍代等(大学等及び大学院は学生生活を送る上で必要な生活費等を含む)	別表のとおり	修学期間中	卒業後 6ヶ月	別表のとおり ☆	無利子
修業	子が、起業又は就職するのに必要な知識等を習得するための資金	・月額 68,000 ・高校在学中に就職のため、自動車運転免許を取得することが必要である場合 460,000	知識技能習得期間中 5年以内	知識技能習得後 1年	6年以内	無利子
就職支度	母、父、寡婦又は20歳未満の子の就職に際して必要な被服等を購入するための資金	・通常の場合 100,000 ・自動車を購入する場合 ※330,000 ※330,000=通常分100,000+自動車購入分 230,000	—	1年	6年以内	無利子 または 1.0%※
技能習得	母、父又は寡婦が自ら事業を開始、又は就職するために必要な知識・技能を習得するための資金	月額 (特別分) 68,000 ・数月分をあわせて貸付を受ける場合 (12月相当額) 816,000 ・自動車運転免許を取得する場合 460,000	知識技能習得期間中 5年以内	知識技能習得後 1年	10年以内 ☆	無利子 または 1.0%※
医療介護	(医療分) 母、父、寡婦又は20歳未満の子に係る医療費の自己負担分、通院に要する交通費等。ただし治療期間1年以内 (介護分) 母、父、寡婦又は20歳未満の子が介護を受けるのに必要な資金。ただし介護期間1年以内	(医療分) ・通常の場合 340,000 ・所得税が非課税である場合 480,000 (介護分) 500,000	—	医療又は介護を受ける期間後 6か月	5年以内	無利子 または 1.0%※
生活	次の期間の生活を維持するのに必要な資金 ①母、父又は寡婦が技能習得している間 ②母、父又は寡婦が医療又は介護を受けている間 ③母、父又は寡婦が失業中で離職してから1年未満 ④母が母子家庭又は父が父子家庭になり7年未満	技能習得分①) 月額 141,000 技能習得分以外②③④) 月額 105,000 ・生計中心者でない場合の母子又は父子 月額 70,000 ・現に扶養する子のない寡婦等 月額 70,000 〔 *④の場合(母子家庭又は父子家庭)になって7年未満)のみ 総額2,520,000 養育費取得の裁判費用の場合は一括貸付可能 (12月分相当) 1,260,000 〕	技能習得期間中 5年以内 医療介護を受けている期間中 1年以内 失業した日から 1年以内 母子家庭となつて7年になるまで	習得期間満了後 6か月 医療又は介護を受ける期間満了後6か月 貸付期間満了後 6か月	10年以内 ☆ 5年以内 5年以内 8年以内	無利子 または 1.0%※
転宅	母、父又は寡婦が住宅の移転に際して必要な敷金運送費等の資金	260,000	—	6か月	3年以内	無利子 または 1.0%※
住宅	母、父又は寡婦が住宅を建設、購入、保全、改築、増築するのに必要な資金	・通常の場合 1,500,000 ・災害等により住宅が全壊した場合等 2,000,000	—	6か月	6年以内	無利子 または 1.0%※
事業開始	母、父又は寡婦が事業を開始するのに必要な設備費、及び什器・機械等を購入するための資金	3,140,000 ・複数の母子家庭の母又は父子家庭の父が共同起業する場合、その複数の母又は父への貸付合計額 4,710,000	—	1年	7年以内	無利子 または 1.0%※
事業継続	母、父又は寡婦が現在営んでいる事業に必要な商品・材料等を購入するなど、事業を継続するために必要な資金	1,570,000	—	6か月	7年以内	無利子 または 1.0%※
結婚	子の結婚に必要な資金	300,000	—	6か月	5年以内	無利子 または 1.0%※

※無利子又は1.0%…連帯保証人を立てる場合は無利子、立てない場合は年率1.0%の利子が付きます(就職支度金は、子が就職する際の必要経費であれば、一律無利子です)

☆の資金については、償還時の状況によっては、償還期間を延長することができます。支払猶予制度もあります。

修学資金貸付限度額(月額)

令和4年4月 単位:円

		学年	1年	2年	3年	4年	5年	償還期間
高等学校 専修学校(高等課程)	国公立	自宅通学	27,000	27,000	27,000			原則として 貸付期間の 3倍
		自宅外通学	34,500	34,500	34,500			
	私立	自宅通学	45,000	45,000	45,000			
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500			
高等専門学校	国公立	自宅通学	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500	原則として 貸付期間の 4倍
		自宅外通学	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500	
	私立	自宅通学	48,000	48,000	48,000	98,500	98,500	
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500	115,000	115,000	
専修学校(専門課程)	国公立	自宅通学	67,500	67,500	67,500			原則として 貸付期間の 4倍
		自宅外通学	78,000	78,000	78,000			
	私立	自宅通学	89,000	89,000	89,000			
		自宅外通学	126,500	126,500	126,500			
短期大学	国公立	自宅通学	67,500	67,500				原則として 貸付期間の 4倍
		自宅外通学	96,500	96,500				
	私立	自宅通学	93,500	93,500				
		自宅外通学	131,000	131,000				
大学	国公立	自宅通学	71,000	71,000	71,000	71,000		原則として 貸付期間の 4倍
		自宅外通学	108,500	108,500	108,500	108,500		
	私立	自宅通学	108,500	108,500	108,500	108,500		
		自宅外通学	146,000	146,000	146,000	146,000		
専修学校(一般課程)			51,000	51,000			原則として貸付期間の2倍	

※大学院の修学資金貸与については別途ご相談ください

貸付の申請に当たって

- 申請から資金の交付まで1~2か月程度かかりますのでご相談はお早めに。
- 申請の際、以下の書類が必要です。
 - (1) 申請書 (2) 戸籍謄本(おおむね3か月以内に発行されたもの) (3) 所得証明書及び住民税納税証明書
 - (4) 連帯保証人を立てる場合、連帯保証人の所得証明書
 - (5) 申請者の個人番号(マイナンバー)がわかるもの ※個人番号は、母子父子寡婦福祉資金に係る事務でのみ使用します。
 - (6) その他資金の種類により、入学許可書の写し、事業計画書、収支計画書等
※修学資金や就学支度資金などの学校関係の資金は、合格発表前でも申請できますので、お早めにご相談ください。
- 就学支度資金、修学資金、修業資金及び就職支度資金(子の就職費用)を借りる場合**
子が連帯借受者(申請者と同様に返済義務を負う者)となりますが、連帯保証人は不要です。
ただし、子本人が借りる場合※は、母又は父を連帯保証人とします。
※18歳未満の子の場合、法定代理人の同意が原則必要です。
- 3で掲げた資金以外を借りる場合**
連帯保証人を立てると無利子、立てないと年率1.0%の利子が付きます。
- 連帯保証人は、原則、次の要件をすべて満たしている方に限ります。**
 - (1) 申請書と別生計 (2) 市内・近隣に住む60歳未満の親族 (3) 保証能力がある
- 審査のうえ貸付けを決定します。承認されない場合もありますので、あらかじめ御了承ください。
貸付額は、必要経費及び貸付限度額の範囲内で償還可能な額を審査で決定します。
- 日本学生支援機構から奨学金の貸与を受けている方については、奨学金の貸与月額と母子父子寡婦福祉資金の修学資金の貸付限度額との差額を限度として、貸付けを受けることができます。
- 修学資金又は就学支度資金を利用している方が、高等教育の修学支援新制度の支援を受けることになったとき
支援額に相当する額を償還していただく場合があります。
- 借受者及び連帯借受者については、申請時、面談を行います。

貸付金の交付と償還

1 貸付が決定したら、速やかに借用書を提出していただきます。

貸付金の交付は、借用書受理後の手続きとなります。

2 貸付後、必要に応じて就学状況、事業状況等の調査を行います。

3 償還金(返済金)は、据置期間終了後、①月賦 ②半年賦 ③年賦 いずれかの方法で、金融機関に納入していただきます。

納入方法は、①口座振替 ②納入通知書を金融機関に持参しての現金納入 いずれかとなります。

4 違約金については、履行期限までにご納付がされないとき、当該元金額にその翌日から実際の納付日までの期間の日数に応じて、年3%の割合を乗じて計算した金額の違約金が発生いたします。

(計算された金額が100円未満である時はかかりません)

※平成27年3月31日までの滞納日数分については年10.75%の割合で計算します。

※平成27年4月1日から令和2年3月31日までの延滞日数分については年5%の割合で計算します。

5 償還金の納入については、便利な口座振替をお勧めします。

口座振替は、金融機関やゆうちょ銀行の指定口座から納期限ごとに自動振替によって償還金を納付していただく方法です。安全で納め忘れもなく、納期限ごとに金融機関に納めに行く手間が省けます。

口座振替取扱金融機関

埼玉りそな銀行	群馬銀行	東和銀行	青木信用金庫	越谷市農業協同組合
みずほ銀行	足利銀行	栃木銀行	東京東信用金庫	ゆうちょ銀行・郵便局
三菱UFJ銀行	常陽銀行	東日本銀行	足立成和信用金庫	
三井住友銀行	武蔵野銀行	埼玉縣信用金庫	城北信用金庫	
りそな銀行	千葉銀行	川口信用金庫	中央労働金庫	

申請の前に

・事前に貸付担当者まで、ご相談ください。

※ご相談の内容によっては「修学支援制度」「入学準備金貸付制度」「日本学生支援機構」等

別の制度をご案内させていただく場合があります。詳細については下記までお問合せください。

お問い合わせ・相談窓口

越谷市役所 子ども福祉課 TEL 048-963-9166